告 示

埼玉県告示第五百八十八号

除する。 二十六年埼玉県告示第九百九十六号により 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、 指定した区域の指定を次のとおり全部解 平成

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり (埼玉県鶴 ヶ島市大字五味ケ谷字広田二十五番二の

_

部)

 \mathcal{O} 基準に適合 土壤汚染対策法施行規則 してい な かった特定有害物質の種類 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項

六価クロム化合物

三 講じられた指示措置等

基準不適合土壌の掘削による除去

